

ねっとわーく芦屋

発行日 令和 6 年 11 月 25 日
 発行者 芦屋町商工会
 TEL 093-222-2111
 FAX 093-222-1201
 E-Mail: ashiya@shokokai.ne.jp
<https://ashiyashoko.com>

新規会員事業所のご紹介

去る 11 月 1 日（金）に開催された理事会で承認されました新規会員の方をご紹介します。

（※敬称略）

企業名・代表者	所在地	業種
南電気 南 太樹	北九州市小倉南区 湯川 5-8-3-502	建設業
高崎社会保険労務士事務所 高崎 えり子	山鹿 38-17	サービス業

事業承継について

子供への事業承継、親族への事業承継、従業員への事業承継、第 3 者への事業承継等、様々な事業承継の形があります。事業承継には数年間かかるケースも多く、早めの準備が必要です。

先延ばししがちですがとても大切な事業の承継について、まずは、お気軽に商工会にご相談ください。



補助金情報について

「中小企業省力化投資補助金」
 →中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助する補助金です。

★詳しくはこちら↓↓↓
<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



リスク予防診断について

近年、集中豪雨や地震などの大規模な自然災害が九州をはじめ全国各地で頻発しています。こうした自然災害で事業が中断してしまうことも・・・

その他にも事業を継続するにあたってあらゆるリスクが想定されますが、そのリスクに対する備えは、事業の状況、家族構成、ライフステージ、従業員の人数等によっても変化します。そのため、定期的な共済・保険の確認はとても大切です。ぜひ商工会のリスク予防診断をご活用ください。

「100 円割引チラシ」の

換金期限にご注意ください！

「あしや砂像展 2024」開催期間中に実施いたしました「100 円割引チラシ」の換金期限は下記の通りとなっております。

換金がお済でない参加店の皆様におかれましては、必ず期限内に換金をお済ませくださいようお願い申し上げます。なお、期限後の換金はいたしかねますので、くれぐれもご注意ください。



換金期限

令和 6 年 11 月 29 日（金）16 時迄

年末年始休館のお知らせ

商工会は、**令和 6 年 12 月 28 日（土）～令和 7 年 1 月 5 日（日）**まで休館いたします。年内最後の商品券の換金日は 12 月 27 日（金）の 10 時～16 時迄です。

また、年明けは 1 月 7 日（火）10 時より換金事務を開始いたしますので、お急ぎの方は、お早目に換金をお済ませください。ご理解、ご協力をお願いいたします。



最低賃金改定のお知らせ

令和 6 年度に改正された福岡県の最低賃金は以下のとおりです。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1 時間 9 9 2 円	令和 6 年 10 月 5 日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1 時間 1, 1 0 6 円	令和 6 年 12 月 10 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1 時間 1, 0 7 1 円	
輸送用機械器具製造業	1 時間 1, 0 8 1 円	
百貨店、総合スーパーマーケット	1 時間 1, 0 0 0 円	
自動車（新車）小売業	1 時間 1, 0 6 6 円	

※特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金（1 時間 9 9 2 円）が適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室

☎ 092-411-4578

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

ウェブで最低賃金がチェックできます。➡

最低賃金特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>



商業部会「Food Style Kyushu2024」視察報告

商業部会では、11月13日にマリンメッセ福岡で開催された Food Style Kyushu に視察に行ってきました。

この Food Style Kyushu は西日本最大規模の食品系の展示商談会で、出展者数は45都道府県から1000者以上。

全国各地の魅力あふれる食品、飲料、設備機器、システム、サービス等が一同に集結し、全国のバイヤーがよい商品を目指して来場します。

商業部会では、商品開発を検討している事業者を中心に参加を呼びかけ、5つの事業者さんが参加されました。

全国各地の商工会地区の同規模の事業者さんの取組に刺激を受けたようです。

なお、芦屋町商工会からは、正門町のあしやんぷりん（代表 縄田卓幹氏）が、福岡県商工会連合会の集合ブースに出展をしました。



事業者による障がいのある人への

「合理的配慮の提供」が義務化

令和3年の障害者差別解消法の改正に伴い、令和5年度に『芦屋町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例』を改正しました。改正条例では、「事業者による合理的配慮の提供義務」を規定し、令和6年4月1日に施行しています。

ひとり一人が障がいへの理解を深め、障がいのある人、ない人、誰もが住みよい共生社会のまちづくりにご協力ください。

■合理的配慮の提供とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること。⇒障がいのある人と話し合い、一緒に対応策を考えることが大切です。

■事業者の範囲

会社、お店、民間団体など事業を行うもので、営利・非営利や法人格の有無は問いません。個人事業主も含まれます。

■合理的配慮の提供例

- ・聴覚障がいの人…音声での意思疎通が難しく筆談を希望
→メモ帳で筆談をする
- ・視覚障がいの人…タッチパネル操作の代行を依頼
→代わりに操作する
- ・車いす利用の人…棚の商品をとってほしいという希望
→棚の商品を渡す
- ・知的障がいの人…説明への理解がしづらいという申出
→ゆっくりと簡潔に説明
- ・精神障がいの人…緊張の疲れから休憩を希望
→休憩場所を提供する



■『芦屋町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例』の改正後

不当な差別的取扱い	何人も（なんびとも）行ってはならない（ 禁止 ）
合理的配慮	町・事業者※しなければならない（ 義務 ）

※令和6年4月1日から、事業者の合理的配慮が義務化されました。

■『芦屋町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例』を改正しました（芦屋町HPリンク）

<https://www.town.ashiya.lg.jp/site/fukushi/7297.html>



■お問い合わせ

芦屋町役場 福祉課 障がい者・生活支援係
TEL 223-3530
FAX 222-2010

「サバイバルチャレンジ in ASHIYA」開催しました!!

芦屋町商工会青年部は9月29日（日）に芦屋中央公園にて「サバイバルチャレンジ in ASHIYA」を開催しました。

このイベントは、近年の頻発する自然災害や外で遊ぶ子どもの減少を受けて、子どもたちを対象に防災、減災、サバイバル術等を楽しく学べるようにと企画されました。



当日は晴天にも恵まれ、小学3年生から6年生約50人が参加。

火おこし体験や水消火器などのアクティビティを体験していただきました。



災害時だけでなく、日常生活でも役立つロープワークや参加特典として非常食など防災セットをお渡ししているのでご家庭で防災のお話をするきっかけになれば幸いです。

若い経営者の主張大会九州大会第3位

9月11日（水）、熊本県の市民会館シアーズホーム夢ホールで開催された「令和6年度九州地区商工会青年部合同研修会『若い経営者の主張大会』」において、福岡県代表として出場された芦屋町商工会青年部の松木駿さんが、見事第3位に入賞されました。

本大会の審査委員長である熊本日新聞社の渡辺氏は、上位3名は特に甲乙つけがたい発表だったと講評し、松木さんの発表も高く評価されました。応援してくださった皆様、ありがとうございました。

そして、福岡県の商工会青年部代表として発表してくださった松木さん、お疲れ様でした。



女性部活動報告

毎年、女性部では役場の献血会場で卵の配布を行っています。今年は65名の方に配布できました。ささやかな地域貢献の一環としてご報告いたします。

